

一般社団法人日本ペインクリニック学会委員会細則

(目的)

第1条 この細則は、(社)日本ペインクリニック学会定款第5章第21条第4号の規定に基づき、(社)日本ペインクリニック学会に設置する委員会に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 (社)日本ペインクリニック学会の会務を円滑に実施するため、代表理事の諮問に応じ重要事項を審議し、又は総会議決事項の執行にあたり理事会および評議員会を補佐するための委員会を設置する。

(種類)

第3条 委員会は、常置委員会および特別委員会に区分する。

2 特別委員会は、(社)日本ペインクリニック学会の運営にあたり特に重要な事項の審議に限って設置し、その期間は2年を限度とする。

(常置委員会)

第4条 (社)日本ペインクリニック学会の常置委員会の名称及び職務は、別表に掲げるとおりとする。

(構成)

第5条 委員会の構成は、委員長1名および委員若干名とする。

2 委員は、正会員をもって充てる。ただし、委員総数の3分の2以上は理事または評議員でなければならない。

3 正会員以外の者を委員とする必要があると委員会が判断したときは、前項の規定に関わらず、理事会の承認により、正会員以外の者を委員とすることができる。

(委嘱)

第6条 委員長は、理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。

2 委員及び臨時委員は、委員長が推薦し、理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 連続する4年の任期が終了する委員が、委員長の職にあるときには、前項の規定に関わらず1年に限り当該委員会の委員を継続しなければならない。

3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(報告)

第8条 委員会の委員長は、審議内容及び活動状況を理事会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、文書による代表理事への報告および理事会での口頭報告とする。

(経費)

第9条 委員会の活動にかかる経費は、(社)日本ペインクリニック学会が負担する。

(専門部会)

第10条 委員会は、その職務を分担するために、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、委員及び正会員の中から委員会の推薦により代表理事が委嘱する。

3 専門部会の部会長は、当該専門部会が所属する委員会の委員をもって充てる。

4 委員長は、専門部会の職務が終了したときには、年度内に関わらずこれを廃止することができる。

5 委員長は、専門部会を設置又は廃止したときには、理事会に報告しなければならない。

6 専門部会の部会員任期は、1年とし、再任を妨げない。

7 専門部会員は、複数の専門部会を兼務することができる。ただし、兼務できる専門部会の数は、3専門部会までとする。

(細則の変更)

第11条 この細則は、理事会の議を経、総会の承認を受けなければ変更することができない。

(雑則)

第12条 この細則のほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

第13条 委員会による決議は委任状を含めた過半数の委員の賛成を条件とする。

常置委員会

委員会の名称	職務
専門医認定委員会	ペインクリニック専門医の審査、認定に関する事項。
健康保険検討委員会	健康保険制度のもとにペインクリニックの診療を適正に行う為の事項。
用語委員会	ペインクリニックに関わる診療・研究の用語に関する事項。
広報委員会	HPの管理並びに外部団体への広報・宣伝に関する事項。
会則検討委員会	一社)日本ペインクリニック学会の定款と細則に関する事項。
治療指針検討委員会	ペインクリニックの治療指針に関する事項。
安全委員会	ペインクリニックに領域のリスクマネージメントに関する事項。
将来構想委員会	一社)日本ペインクリニック学会の将来に関する事項。
学術委員会	学術に係る提案・企画に関する事項。
倫理委員会	ペインクリニック診療が法的、科学的、倫理的に妥当であることを推進する事項。
感染委員会	ペインクリニック診療を適正に行なう上での感染制御の知識と技術に関する事項。
国際交流委員会	国際交流推進に関する事項。
利益相反委員会	利益相反に関する事項。
懲罰委員会	会員および一社)日本ペインクリニック学会に関する者の懲罰に関する事項。

1 本細則の改廃は、一社)日本ペインクリニック学会定款に従う。

2 本細則は、2011年7月24日より施行する。

2007年7月8日制定 2008年7月21日改正 2009年7月19日改正 2010年7月4日改正 2011年7月24日改正